

庄内海浜県立自然公園の公園計画の策定について

1 庄内海浜県立自然公園の現状等

- 当公園は、海岸地域を中心とした優れた風景地を保護するため、昭和 23 年 8 月に県立自然公園に指定されている。(面積：6,568ha)
- 公園計画が策定されておらず、全域が普通地域となっている。
- 特別地域と普通地域の区分がないため、円滑な保護管理が難しいことから、平成 21 年度から公園計画の策定に着手している。

【経過】

- 21 年度：有識者による検討委員会（以下「委員会」という。）の開催（2 回）
- 22 年度：自然環境調査（高館山、金峰山）※調査は山形大学（農学部）に委託
- 23 年度：自然環境調査（荒倉山、庄内海浜）、委員会の開催（1 回）
- 24 年度：自然環境調査（都沢湿地、上池・下池）
- 25 年度：関係資料収集、関係法令等精査
- 26 年度：公園計画の素案の作成

2 素案概要（詳細は別紙のとおり）

(1) 公園区域の変更

優れた風景地の要素がある地域を公園区域に編入するとともに、宅地化が進んだ地域等を公園区域から除外する。

(2) 特別地域の指定

優れた自然の状態（多様な水生・湿性植物、巨木群を含む森林や植生等）を維持する必要がある地域、社寺等の文化景観が周囲の自然と相まって特徴ある景観を有する地域を特別地域に指定する。

3 今後のスケジュール

- 6 月 環境審議会自然環境部会（素案概要に対する意見聴取）
- 6～11 月 編入区域等の土地所有者説明、関係機関等との調整・協議
- 11 月頃 環境審議会自然環境部会（公園計画原案に対する意見聴取）、公園計画原案公表、パブリック・コメント
- 2 月頃 総合政策審議会土地利用部会 諮問・答申（県土地利用政策課）、環境審議会自然環境部会 諮問・答申
- 3 月頃 計画策定（県公報掲載）

(別紙)

公園計画の素案概要

1 公園区域の変更

(1) 編入する区域

優れた風景地の要素がある地域を編入する。

① 都沢湿地地域（鶴岡市）

大山下池の隣接地であり、多くの湿性植物が分布し生物多様性に富んでいる。

② 荒倉山地域（鶴岡市）

日本海に面した海岸域特有の立地と植生の関係が顕著であり、優れた自然環境を有している。

(2) 除外する区域

宅地化が進んでいる区域等を除外する。

湯野浜地域、加茂地域、鼠ヶ関地域、湯田川地域（鶴岡市）

2 特別地域の指定候補地

優れた自然の状態を維持する必要がある地域、社寺等の文化景観が周囲の自然と相まって特徴ある景観を有する地域を特別地域に指定する。

(1) 第2種特別地域

大山上池、下池地域

多様な水生・湿性植物群落が生育し、2008年に渡り鳥の生息地として国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）となるなど優れた自然環境を有している。

(2) 第3種特別地域

① 高館山地域の一部

巨木群を含む多様な森林が維持され、数少ない里山・低標高域のブナ林の中で規模が大きいほか、植生の多様性も高く優れた自然環境を有している。

② 金峰山地域の一部

ブナやナラ類などの多様な樹種で構成され、北方系と南方系の生物種が多く見られ、優れた自然環境を有している。

③ 荒倉山地域の一部（再掲）

上記1（1）②に同じ

④ 庄内海浜地域の一部

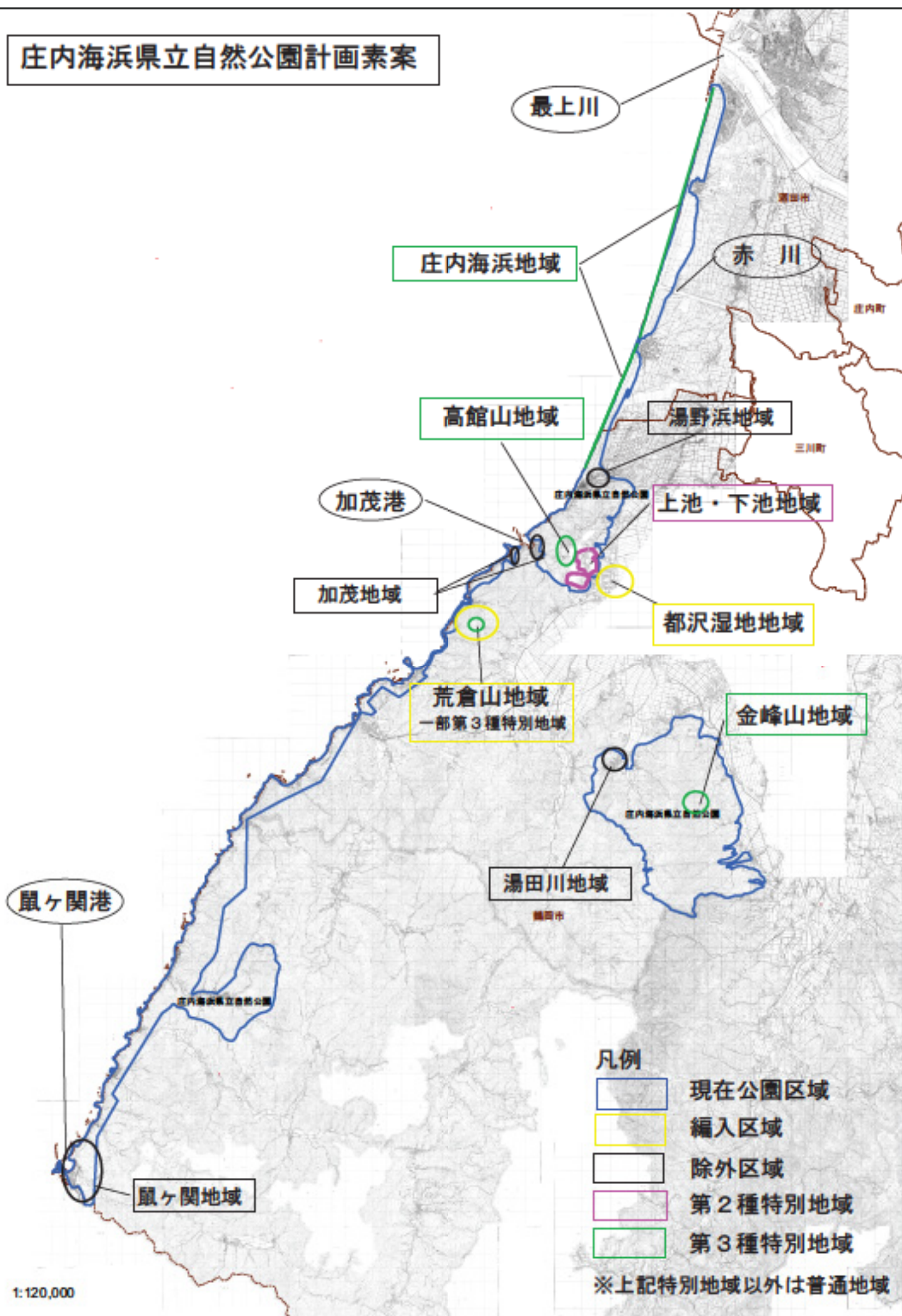
海浜地域の一部について、海浜地域特有の在来種であるハマナス、ハマニンニク、コウボウムギ等の海岸性草木群落が生育し、優れた自然環境を有している。

3 今後の作業等

土地所有者や関係機関等と調整のうえ公園計画策定作業を進める。

なお、調整状況により、計画の内容を変更する場合がある。

庄内海浜県立自然公園計画素案



- 凡例
- 現在公園区域
 - 編入区域
 - 除外区域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域

※上記特別地域以外は普通地域